Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.3 2003年01月06日

欧州共同体意匠制度の概要

EUROPEAN COMMUNITY DESIGN

記

1. 権利の有効地域
欧州連合加盟国(現在15カ国、2004年5月に25カ国に拡大)の全域単一性。

2. 意匠権者の資格
国籍に関わらず、全ての個人及び法人を適格としている。

3. 意匠の定義
製品又はその構成部品の線、輪郭、色彩、形状、模様の木目(texture)、素材又は装飾等を含む外観の特徴である。

4. 意匠の対象
従来の工業製品に限らず、手芸品、衣料品、織物、漫画の人物、グラフィクシンボル、ロゴ、図案、コンピュータのアイコンも対象となる。
しかし、通常の使用状態において隠蔽される構成部品の形状は対象外としている。 ただし、取り付け・取り外しが可能なモジュールの部品は例外として認められる。

5. 無登録共同体意匠(Unregistered Community Design)
2002年3月6日以降、欧州連合加盟国内において、初めて公開された日(要証明)から自動的に3年間の模倣防止の保護を与えるもの。

6. 登録共同体意匠(Registered Community Design)
意匠の登録機関はスペインのアリカンテにある「域内市場調和庁」。
Office of Harmonization in the Internal Market (OHIM), Alicante, SPAIN.

7. 登録意匠の発効日
2003年4月1日。但し、施行当初出願が殺到することが予想されるので、出願日を4月1日と見なし、出願の受理受付が2003年1月1日から始まる。

8. 優先権の主張
従来と同様、第一出願日から6カ月以内(2002年10月1日以降)。

9. 出願の猶予期間
如何なる自他の公開・公用から1年以内(2002年4月1日以降)。

Inserted Text is here.

10. 意匠権の存続期間

出願日から25年間有効（但し、5年毎の更新が必要）。

11. 登録の要件

（1）新規性：世界公知公用の絶対的新規性を採用。（2011年7月13日削除）
（2）独自性（individual character）：目識の有る使用者（informed user）に与える。
従って、重要でない細部の相違は無視される。
（3）公序良俗に反しないこと。

12. 複数意匠の単一出願

出願人、創作者及び意匠分類が同一で複数のバリエーションを包括して1出願にすることができる。この場合、2件目以降の費用は1件目の半分として加算される。その意匠権は各意匠毎に分割して行使することができる。

13. 出願の言語

欧州連合11公用語の内1つを第1言語として、5つの運用語（英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語）の1つを第2言語に指定しなければならない。

14. 出願の審査

方式の審査のみで登録となる。そして、間もなく公告される（出願から約3カ月）。

15. 公告遅延の申請

出願時に申請することによって、出願日（優先日）から最大30カ月まで公告を延期するできる。これにより、市場に投入するまで、秘密保持ができる。

16. 出願の手続き

（1）出願願書の記載：出願人、創作者、優先権等書誌、様式は特に規定されていない。
（2）意匠分類の明記：ロカルノ協定国際分類を特定するが、保護範囲の制限としない。
（3）意匠の簡単な説明書：これは理解を助けるためのものであり、権利範囲としない。
（4）代理人の指定：域外の出願人は、域内の有資格弁理士を指定しなければならない。
（5）意匠の表現物：通常は図面又は写真によるが、平面的な意匠の場合は見本でも良い。
但し、公告前迄にその図面又は写真を提出しなければならない。

17. 無効宣言の申請

何人もOHIMに対して提出することができる。無効申請をうけた場合、当事者としての所有権者は無効化において審理に参加できる。その決定はOHIM内の審判部、その後第一欧州裁判所及び最終的の欧州最高裁判所に控訴することができる。

18. 意匠権の譲渡と実施許諾

意匠権の単一性により、国別に分割することはできないが、実施許諾は契約によって国別に分割することができる。そして、OHIMに登録しないと保護を受けられない。

19. 意匠権の侵害

登録共同体意匠は、権限なき者が当該意匠を組み込む製品を製造、供給、輸入、輸出、使用またはそれ以外の方法で取り引きすることを排除する独占権を有する。

20. 権利の侵害訴訟

権利侵害訴訟は、共同体意匠裁判所において審理される。裁判所は、権利侵害が発生した国で与えられる損害賠償金又は補償金等他のあらゆる救済手段と共に、侵害製品およびそれを製造するのに使用された材料の差し押さえも命令することができる。

以上